

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、地方公共団体は毎年度の決算に基づいて、財政の健全性に関する比率である「健全化判断比率」及び公営企業ごとの経営の健全性に関する比率である「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられています。

枕崎市の令和2年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率は次のとおりです。

1 健全化判断比率

令和2年度決算に基づく健全化判断比率は下記のとおりとなり、すべての比率で早期健全化基準を下回りました。

(単位：%)

項 目	令和2年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.36	20.00
連結実質赤字比率	—	19.36	30.00
実質公債費比率	9.3	25.0	35.0
将来負担比率	27.7	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったため、算定されないことから「—」と記載しています。

2 資金不足比率

令和2年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率は下記のとおりとなり、すべての会計で経営健全化基準を下回りました。

(単位：%)

公営企業会計の名称	令和2年度比率	経営健全化基準
枕崎市水道事業会計	—	20.00
枕崎市立病院事業会計	—	
枕崎市公共下水道事業会計	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がなかったため、算定されないことから「—」と記載しています。

(参考)

1 健全化判断比率

次の4つの比率で構成され、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標です。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額が標準財政規模（標準的な年間収入）に対してどの程度あるかを指標化するもので、財政運営の悪化の度合いを示します。

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした市全体の实質赤字額または資金の不足額が標準財政規模（標準的な年間収入）に対してどの程度あるかを指標化するもので、財政運営の悪化の度合いを示します。

③ 実質公債費比率

一般会計等の借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる支出に伴う負担額が標準財政規模（標準的な年間収入）に対してどの程度あるかを指標化するものです。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模（標準的な年間収入）に対してどの程度あるかを指標化するものです。

借入金（地方債）や将来支払っていく可能性がある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

2 早期健全化基準

健全化判断比率の4つの比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画の策定、外部監査の実施が義務付けられ、財政の健全化を図らなければなりません。

3 財政再生基準

健全化判断比率の3つの比率のうち1つでも財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画の策定、外部監査の実施が義務付けられるほか、地方債の起債が制限されます。

4 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額（一般会計等の実質赤字額に相当）が、公営企業の事業規模である料金収入の規模に対してどの程度あるかを指標化するもので、公営企業の経営の悪化の度合いを示します。

5 経営健全化基準

上記の「2 早期健全化基準」に相当するもので、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画の策定が義務付けられます。

6 健全化判断比率等の算定の対象となる会計について

